

兵庫県南あわじ市、あわじ島農業協同組合及び東京農業大学
との包括連携協力協定書

兵庫県南あわじ市（以下「甲」という。）、あわじ島農業協同組合（以下「乙」という。）と東京農業大学（以下「丙」という。）は、次のとおり包括的な連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙および丙が包括的な連携のもと、農林水産業及び農村地域の課題の解決に向け、人材育成、学術・研究・広報、産業・科学技術、雇用、地域活性化などの分野において、相互の人的・知的資源の交流・活用を図り、相互に有意義と認められる諸事業を行うことにより、地域社会の発展に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲、乙および丙は、次の事項について協力する。

- (1) 農林水産業および農村地域の課題解決に関する事項
- (2) 次代を担う人材の育成に関する事項
- (3) 学術・研究・広報に関する事項
- (4) 産業・科学技術の振興に関する事項
- (5) 雇用の創出に関する事項
- (6) 地域の活性化または交流の拡大に関する事項
- (7) その他甲、乙、丙三者が必要と認める事項

（経費）

第3条 甲、乙および丙が連携協力するための経費の負担については、甲、乙および丙相互が協議のうえ、決定する。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から2023年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から3ヶ月前までに、甲、乙および丙のいずれからも異議の申し入れがないときには、さらに1年更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 協力の形態、協力による成果の利用条件その他本協定に定めのない事項または変更を必要とする事項については、甲、乙、丙協議のうえ、これを決定する。

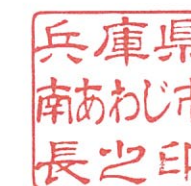
以上のとおり協定を締結したことを証するため、協定書を3通作成し、甲、乙、丙署名捺印のうえ、おのおの1通を保有する。

2019年 5月 13日

甲 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1

南あわじ市長

守本憲弘



乙 兵庫県南あわじ市市青木18番地1

あわじ島農業協同組合代表理事組合長

森 純一



丙 東京都世田谷区桜丘1丁目1番1号

東京農業大学学長

高野克己

